

『自由新聞』と清仏戦争

——「国辱」意識と対清認識のゆくえ（一）——

高 島 千 代

はじめに

1 清国脅威論の展開

(1) 清国の脅威と軍備拡大

(2) 清認識の転換と列強の脅威

(3) 清国脅威論の展開（以上、本号）

2 アジア連合論の展開

はじめに

日本最初の政党、自由党の機関紙『自由新聞』（第一次）の対外観・戦略について論じた研究は多い。⁽¹⁾だが、それらは『自由新聞』がその対外政策をどのように論じ語ったのか、つまり自由党の「語り」にまでふみこんで

『自由新聞』と清仏戦争

一

「論理」を明らかにするものではなく、自由党の基本的な価値観や心性に接近しようとするものではなかった。それは、これらの研究の多くが、自由党の思想というよりもこの時期の民間の対外論の傾向を明らかにすることを目的としていたからである。しかし、もし自由党の全体像に焦点をあて、その「民権⁽²⁾ || 国権」的な思想・運動の解明を志向するのであれば、国権維持に関わる対外論を支える基本的な価値観・心性にまでふみこんだ分析が必要となる。特に激化期の自由党は、力関係では圧倒的に不利な政治情勢のもと、常に独自の価値意識や心情に支配されがちな運動政党として存在したのであり、そうした政党の全体像に接近するに際し、社説の客観的論理のみを抽出するという方法には限界がある。

そこで筆者は先に、一八八二（明治一五）年七月の壬午事変に関わる『自由新聞』の「語り」の「論理」について論じ、それが全体として共通する価値観・志向性をもち、それに支えられた対外論も論理として一貫性をもつものであることを明らかにした。⁽⁴⁾

この時期の『自由新聞』は、西欧列強に対し日本の独立を確保するという大目的と、大国のロシア・清に近接する小国日本としての現実的な自己認識の間にある。そうしたなか起きた壬午事変やその後の清の介入は、朝鮮・清が日本に加えた「無礼」であり、放置すれば西欧の侮りを生じ、日本の独立をゆるがす行為ととらえられる。独立の確保という目的のためには、この侮りを避け「国辱」を雪がねばならない。こうした「語り」が、この時期の『自由新聞』では盛んにみられる。

それでは「国辱」をはいかに解消されるのか。独立という目的を損なう「国辱」問題。そもそも「国辱」意識は、その解決手段の一つとして常に武力行使（による「問罪」と謝罪の獲得）を想定していたが、「国辱」を雪

ぐための『自由新聞』の戦略は、当然のことながら、日本のおかれた小国としての現実、また国内における民権拡張の立場をふまえて立てられねばならなかった。そしてこうした要件を考慮した結果『自由新聞』が選択したのは、朝鮮に武力行使などの酷な対応はせずに（償金要求に止め）朝鮮の信頼を獲得した上で、これを外交によって清・露から独立させ、事実上日本の「藩屏」と化すことであった。ただし朝鮮を日本の勢力下におきつつ独立・中立化させる具体的な方策について『自由新聞』は多くを語らず、代わりに強調されるのが「条理」、つまり右の戦略を支える基本的な立場・価値基準である。「条理」とは、強国が力で弱国を服従させたり辱めたりすべきではないという道義的立場であり、欧米社会の万国公法、清国の藩属関係、あるいは明治政府の「侵犯ノ主義」とも異なるものと理解されていた。またそれは、立場変われば日本が西欧に対して依拠すべき立場でもあったのである。つまり、国内の民権と「条理」に基づく小国主義的な立場から朝鮮に対処することによって日本は、朝鮮だけでなく列強諸国に対しても道義的国家としての威信を示し「国辱」を晴らすことが可能となり、また小国日本としてはそれを通じてのみ独立を維持、あわせて国内の立憲体制樹立をはかることができるというのである。

このように壬午事変をめぐる『自由新聞』の「語り」は、まず事変を、独立という日本の大目的を損なう「国辱」問題としてとらえ、小国日本は対外的な行為基準としての「条理」に基づき朝鮮を独立・中立化させる戦略によってのみ「辱」を雪ぎ得るという「論理」をとる。ここでは「条理」に基づき「国辱」を雪ごうとする意識が強調されているが、こうした価値意識は、当時の自由党の運動論（道義に基づく愛国心を有する政治主体の形成）にも通底するものだった。

一方で『自由新聞』は、日本国民に対してこうした価値意識・「元氣」の発揮を求めるとともに、朝鮮国民は

これをもたないとして差別化をはかっている。日本を優越的にみる自由党の対外認識はこうした「国辱」意識や愛国心を基準に形成されていたのである。つまり激化期自由党が国家を評価する基準は、「国辱」意識の有無、「条理」に基き「国辱」を雪ぐ行動（その有力な選択肢として常に武力行使が想定されているのだが）がとれるかどうかであり、またそれこそが激化期自由党の文明化基準だったのである。こうした価値意識を根底に有するがゆえに、先にみた一見平和的な道義に基づく朝鮮独立・中立化の主張も、実際に武力侵略されるような「辱」をうければ、小国としての現実がいかにあろうと、あくまで武力行使によりその「国辱」を雪ぐという主張を内包し得たのである。

なお『自由新聞』は「条理」を強調することで明治政府の依拠する「万国公法」や「侵犯ノ主義」との差異を主張するが、その対外論がきわめて主観的な「国辱」の雪辱と武力行使との結合を肯定している限り、「侵犯ノ主義」との差は紙一重であつたらう。

以上のように、「語り」の「論理」にまでふみこんで『自由新聞』の主張を検討することによって、その根底にある自由党の基本的な価値観・心性と、それに支えられた社説同士の論理のつながりや一貫性、その対外論の特徴や運動論との関わりがみえてくるのであり、少なくとも壬午事変期自由党の対外論が、一定の価値観・心性によって大きく方向づけられていることがわかる。

そこで本稿では次に、壬午事変と並び『自由新聞』の対外論の画期となった、一八八三（明治一六）年六月以降のベトナム（国号は越南、中国名が安南）北部（トンキン地方）をめぐる清・仏間対立（清仏戦争）について、これに関わる社説をとりあげ、前述のような壬午事変時の「語り」と「論理」がこの時期にどのように変化して

いくのか、明らかにしていきたい。⁽⁶⁾

1 清国脅威論の展開

前述のように『自由新聞』は、一八八二年七月の壬午事変に際し、朝鮮を独立・中立化させることで、事変による「国辱」を、小国日本として、「条理」に基づき雪ぐことを主張する。しかし一〇月半ばから一一半ばにかけては、事変後も新たに兵備を整えるばかりか朝鮮の宗主権維持に固執し、朝鮮を独立国と規定した日朝修好条規第一条を侵害することで日本に「国辱」を加えた清への批判・警戒心、清国脅威論が登場する。ただしこの清国脅威論に対しては、清国人蔑視の意識を背景に清国人の対日感情を悪化させた明治政府の「侵犯ノ主義」ではなく、小国日本として「条理」に基づき批判するに止め、むしろ今は国内での立憲体制樹立による「帝国」強化に専念すべしというのが、一八八三年三月頃までの『自由新聞』対外論の基本的立場であった。

その後六月まで『自由新聞』の対外論はほとんどみられなくなるが、この間、アジア情勢は大きく動いていた。⁽⁸⁾一八六〇年代に小休止を迎えたヨーロッパ列強による植民地化競争は、一八七〇年代半ばから八〇年代にかけて再燃し、エジプトをはじめとするアフリカ大陸全域、イラン・バーレーンからアフガニスタン、ヒヴァ・ハンなど中東から中央アジア地域、チベット・ビルマ・インドシナ半島からマラヤ・ニューギニア、そして清・朝鮮半島に至る諸地域、さらには南太平洋の島々までもが、その傍若無人の競争場裏と化していた。

そうしたなかアジアでは、アフガニスタンとともに、雲南・ビルマからベトナムに至る地域が焦点となっており、この地域において英・仏の対立が繰り返される。⁽⁹⁾アジア進出に出遅れていたフランスは、第二次アヘン戦

争（アロー戦争）と並行してインドシナ半島への進出を開始し、一八五八年にはカトリック宣教師の迫害などを口実に、ベトナム南部（コーチシナ）に対してスペインとの共同派兵を行う。当時のベトナムは、首都フエ（順化府）の宮廷を拠点としたテュダク帝（嗣徳帝）の支配下にあったが、フランスは一八六二年にこのフエ宮廷と第一次サイゴン条約を締結して東部三省を、六七年には西部三省を獲得。以後、イギリスの海上ルートに対して、ベトナム北部のトンキン（東京）からソンコイ河（紅河）を遡航し、雲南・広西を経て中国市場へ入る陸上ルートを志向する。その後一八七〇年代から八〇年代初にかけて金融・経済恐慌に襲われたフランスでは植民地熱が高まり、一八七三年にハノイ（河内）を占領、一八七四年には第二次サイゴン条約を締結して、ハノイ等の開港、またソンコイ河の自由航行権を獲得する。しかし、一八六〇年代にはフランスによるベトナム国内の排外運動鎮圧を支援していた清政府も、雲南との国境に近いトンキン地方に対する侵攻については見逃さなかった。清はフランスに対してベトナムの宗主権を主張して抗議。おりしもイギリスが、英人殺害を口実に清に烟台条約の締結を迫り雲南・ビルマの国境辺に進出していたが、ここにおいて、トンキン地方をめぐるフランスと清の対立もまた、生れるのである。

こうしたなか、ベトナム政府が国境地帯の匪賊鎮圧のために呼び込んだ劉永福（太平天国期の天地会系の首領で一八六五年以降ベトナムに入りソンコイ河流域を支配）の黒旗軍によってソンコイ河の自由航行を事実上阻止されていたフランスは、強硬派のJ・フェリー内閣の成立を待って軍事介入へと動きだす。

一八八二年三月に派遣されたH・L・リヴィエール大佐率いる仏軍は、四月にハノイを占領。ここでフエ宮廷は北京宮廷に援軍を要請し、それをうけ八月、雲南省から清の正規軍が派遣されると、清仏間の緊張関係は一気

に高まる。一二月、デユクラーク新政権のもと交換されたF・A・ブーレー
臣・李鴻章の覚書で、清仏対立はいったん収束に向かうが、翌年二月に誕生した第
二次フェリー内閣は覚書を否認、ブーレーも召喚される。そして三月、仏軍は早くも
ハノイ入口のナムディン（南定）を占領し、一八七四年条約の実施をベトナム政府に迫ることとなる。

こうして一八八三年三月には、仏軍と黒旗軍・清正規軍とが戦闘を再開。五月以降、上海で李鴻章と仏公使、A・トリクーとの交渉が開始されるも、五月一九日にリヴィエールがハノイで戦死すると、同三〇日、仏はトンキン湾に向けて艦隊を派遣し、清仏間にははやあともどりのできない対立関係へと突入することになる。なおこれと同時にイギリスは、エジプトに対してこれまでの英仏二国による共同管理体制から単独行動に踏み切るが、こうした英仏対立のなかで清仏対立は展開し、また日本を含む周辺国の対応もまた模索されていくのである。

そしてこうした西欧列強の植民地化競争の波は、旧来の宗属関係を掲げて勢力圏を維持せんとする隣国・清を通じて日本にも波及し、官民を問わず影響を与えていった。自由党もその例外ではない。

この時期の『自由新聞』の清仏論については、壬午事変以降の清国脅威論と局外中立論を主張していたことが知られている。¹¹ただしより詳細にみていくと、六・七月頃の清国脅威論はそれ以前のものとは異なっており、また八・九月段階にいったん列強脅威論へと転換、その後一〇月から翌年二月の間に再度、清国脅威論へ転換するという経緯をたどる。それはなぜか。また、ここで「国辱」「条理」に基づく壬午事変以来の「語り」は、どのように変化していくのか。

以下、本章では一八八三年六月から翌年二月までの清仏対立に関わる『自由新聞』の主張を追っていく。¹²

(1) 清国の脅威と軍備拡大

六・七月段階の代表的な社説は、清仏關係をめぐる社説の嚆矢「安南ノ戰報」(一八八三年六月二三日)と、「我國ガ清佛ニ對スルノ政略」(一八八三年六月一九—二四日)である。

これらの社説はまず、「佛國ガ安南ニ於ケル侵犯政略」をきっかけに生れた清仏対立について次のように指摘する。「安南ノ清國ニ於ケルハ猶ホ朝鮮ノ如ク、清は「其ノ時ニ清廷ニ朝貢シテ冊封ヲ受ケ正朔ヲ奉ジテ臣ト稱スルノ故ヲ以テ……(略)之ヲ其ノ藩邦ト爲シ」ているため、「佛國政府ガ敢テ之ヲ清廷ヨリ引キ離シテ獨立國トナシ而シテ其志ヲ逞クセント欲スルノ政略ヲ忌ミ」、「安南」の後ろ盾になつて⁽¹³⁾いる。この間の紛議は、ベトナムを「藩邦」と位置づける清に対して、フランスが「侵犯政略」の「志ヲ逞ク」して「之ヲ清廷ヨリ引キ離シテ獨立國」としようとしたところに基本的な対立点があるといふのである。

しかし問題は、こうした対立が今や開戦情況にまで立ち至つてゐることである。例えば、李鴻章などは「近カゴロ痛ク各外國人ヲ憎惡シ各外國人ヲ以テ連合シテ清國ヲ陵辱スルノ謀ヲ爲ス者ナリトシ頗ル不快ニ思ヒ此度安南事件ノ如キモ即チ其ノ一例ナリトメ甚ダ決心シタル」様子である。「清廷」にはもともと「隨分主戰說ヲ持スルノ人多カリシ」が、ハノイにおけるリヴェイエール戦死の報で彼らは、「宜ク此捷ニ乗ジテ益々大兵ヲ出シ麤戰以テ之ヲ破リ以テ道光咸豊ノ辱ヲ雪グベシ」と大いに意氣あがつてゐる。一方フランスの方も、ハノイの戦報には「安南蠻人ノ爲メニ敗ラレ將死シ砲奪ハル若シ此辱ニメ雪ガズンバ將ニ日耳曼伊太利其他各國ノ笑ヲ如何ンセントス」との意識が高まつてゐる。さらに、社会党や帝国を思慕する保守派が力をもつなか国民の支基盤持が弱く、チュニジアやマダガスカルなど「常ニ外征ヲ爲メ其ノ人心ヲ外ニ轉ゼシムルヲ以テ政略」としてきた仏共和

政府にとつて、「安南事件ハ殆ンド佛國共和政治ノ安危存亡ニ關係スル者」、しかも司令長官が殺されたとあつては到底ベトナムから手を引くことはできないだろう。¹⁴ 社説子は開戦必至の情勢をこのようにとらえるのである。

ここでは、清における安南の意味が朝鮮と同一視されていること、清仏両國の姿勢とも対外的な「辱」を雪ぐことに基いて理解されていることに留意しておこう。¹⁵

それでは、実際に清仏が開戦すれば、日本はどのような影響をうけるのか。これが最も重要な問題である。清・仏どちらが勝つても、それは朝鮮や東アジアをめぐる新たな緊張を生み出すことによつて、日本の安否に影響を与えかねない。

特に清の勝利は重く受け止められた。「清國ノ勝ハ其ノ我國ニ影響スルコト尤モ急ナル可シ」。なぜか。そもそも「清廷ガ我が朝鮮ノ交際及ビ琉球ノ處分ニ對メ常ニ我ニ釋然タルコト能ハザルハ今復タ此ニ贅スルヲ要セズ」。

また「各外國ヲ以テ連合メ清國ヲ陵辱スルヲ謀ル者ナリト爲」す李鴻章は「我國ニ向フテモ暗ニ米國ト謀テ其ノ朝鮮ヲ藩屬ニスルノ口實ヲ絶ント欲スル者ナリトシテ益々我レニ不平ナリ」。こうした状況下、「清國ノ安南ニ於ルト其ノ朝鮮ニ於ルトハ恰モ同様ノ關係ニシテ又タ我國ノ朝鮮ニ於ルト佛國ノ安南ニ於ルトノ關係モ亦タ稍々相似タル者アレバ……(略)清國竟ニ勝タバ其ノ此勝ニ乗ジテ外國ノ辱ヲ洗雪セント欲スルノ心ハ必ラズ我國ニ向フテ尤モ急ナル可シ」。特に昨年(1894)の壬午事変以来、清は兵力整備により「我ヲ藐視スルノ意」を生じ、清が勝てば「其鋒ヲ轉メ我ニ向フコトハ必然……(略)清國竟ニ勝タバ我國ハ必ラズ清國ノ兵ヲ受ルコトヲ免レザル可シ」。¹⁶ ここには、清が朝鮮・琉球問題を通じ、もともと日本を「米國ト謀テ其ノ朝鮮ヲ藩屬ニスルノ口實ヲ絶ント欲スル者」とみており、また自らの軍備への自信から日本を輕視・蔑視するようになっていた。よつて清が勝てば、

安南と同様の位置にある朝鮮・琉球についても「外辱」を雪がんとして日本への派兵にふみきるだろうとの対清認識が示されている。

他方、仏の勝利に対しても警戒心が示される。それは、他列強国による新たな東アジア侵略を招く可能性があるからだ。「若シ其レ佛國ガ戦ヒ勝テテ遂ニ安南ヲ并セン乎露西亞ノ如キ日耳曼ノ如キ英利ノ如キ必ラズ皆ナ手ヲ袖ニシテ佛國ガ獨リ其ノ版圖ヲ東洋ニ拓クイヲ傍觀スル而已ナラザル可シ」、「此三國ハ必ラズ清廷ノ弊ニ乗ジテ其ノ地ヲ割キ或ハ其ノ屬邦ノ地ヲ奪フコトヲ謀ル可シ」。例えば朝鮮は、ポーランドのように分割はされずとも「其某港若シクハ某島ハ必ラズ土耳其ノ『サイプルス』島トナリテ割取セラル、イヲ免レザル可シ」。ただし、ここで社説子は一つ留保をつける。「佛國ノ勝ハ直ニ我國ニ向フテ其鋒ヲ轉ズルノ懼ハアラザル可シ」。仏国勝利の脅威は清やその「屬邦」に向かうべきものである。よって「該兩國ノ間ノ一勝一敗ハ清國ノ勝コソ我國ニ影響スルコト最モ急ナル可シ」と⁽¹⁷⁾。

このように『自由新聞』は、清仏開戦の可能性によって、日本にも新たな脅威が出現したとみている。清が勝利した場合は、その勝ちにより自信を得た清が、朝鮮についても「藩屬」の主張を掲げ日本を武力攻撃する可能性がある。フランスの勝利はロシア・ドイツ・イギリス三国のさらなる清分割、朝鮮の蚕食につながりかねないが、これは当面、日本に対する直接攻撃にはならない。よって清・仏二つの脅威を比べ、清国の脅威こそが日本にとっては深刻だと主張するのである。

そして『自由新聞』は、このように清国の脅威を重視する姿勢を、仏国不利、むしろ清国勝利の可能性高しとする情勢分析によっても裏づけていく。例えば社説はいう。「今日ノ清國ハ決シテ道光咸豊ノ時代ノ清國ニアラ

ズ内ニシテ髮匪ノ亂モナク外ニシテ英佛合縦ノ師モナク且ツ其ノ屬々外國ノ辱ヲ受ケシヨリ大ニ目ヲ自ラ鞭策シテ泰西ノ長ヲ取りテ其短ヲ補ヒ以テ國ヲ強スルノ計ヲ爲サル可ラザルヲ悟リ其政治上一體ノ事ニ於テモ大ニ面目ヲ改メタル者ナカラズ殊ニ水陸ノ兵備ノ如キハ尤モ整飭ヲ加ヘテいる。イリ紛争では露との戦いを決意してその威嚇を挫き、その後も戦艦銃砲を購入して軍備強化に余念がない。「如何ニ佛國ガ其武ニ誇ルモ決シテ與シ易キノ敵ニハ非ラザル可シ」。しかも、清に比して「佛國ノ師ハ稍々其ノ不利ナルヲ見ル者ナカラズ」。ベトナムまで外洋をこえて遠征してくる困難、「夏季ノ炎熱」等の不利要因に加え、「安南ノ人心ハ佛國ノ侵略ヲ憤ルコト甚ダ深⁽¹⁸⁾い」とすれば「佛國ハ未ダ容易ニ其勝ヲ期スルコトヲバ得ザル歟」、もしくは「今日該兩國ノ勢ヲ以テ之ヲ料レバ寧ロ清國ガ竟ニ勝ツヲ得可キガ若ク看ユル者アリ」。このように結論した上で社説子は、「而シテ此ノ清國ノ竟ニ勝ツハ我國ノ爲メニハ其ノ影響ヲ致スヲ尤モ急ナル者」とし、清國の脅威を再度強調するのである。⁽¹⁹⁾

なお以上、清國の脅威を強調する論点においてもまた、清・仏の安南をめぐる基本的な対立図式が朝鮮をめぐる清・日のそれと相似であると見る見方や、より直接的な脅威である清國の行動を「外辱」を雪ぐという行動基準で説明する傾向、さらには日本に向かい「辱」を雪がんとする清の行動を即日本への武力行使へとつなげる見方がうかがわれる。

なお最後に、こうした清國の脅威に現実問題としてどう対処するか——清仏開戦に関わる戦略論が語られねばならない。この点について社説子は「兵備中立」、すなわち兵力の備えをもった局外中立を主張する。なぜなら清仏開戦は「其ノ影響ノ緊切ト云ヒ地形交際ノ關係ト云ヒ勢遂ニ尋常ノ局外中立ヲ守ルヲ得ザルニ至ル」からである。

清が勝利すれば、その矛先を中立宣言した日本に向けてくることもある。また、そもそも「尋常ノ局外中立ト雖モ只文字上ニ於テ之ヲ中外ニ布告シ乃チ了ル者ニハ非ラズ自ラ種々ノ公法モアリテ双方ヲシテ之ヲ恪守シテ我が體面ヲ損ズルヲ無ラシメンニハ兵力ヲ以テ儼然トシテ之レガ恪遵ヲ必スルニ非ザルヨリハ決シテ徒法以テ自ラ行ハル、コトヲ得ル者ニ非ラズ」⁽¹⁹⁾「尋常ノ局外中立トスルモ兵備中立ヲ爲スノ覺悟アルニ非ラザレバ以テ之ヲ保ツコトヲ得ベカラズ」。日本の地政学的条件や対外関係、現実の局外中立のありようからみても、清仏開戦に際しては「我國モ亦タ同時ニ終ニ兵力ヲ以テ其間ニ立ツノ覺悟ヲ定メザル可ラズ」ということになる。⁽²⁰⁾

しかし果していま、「兵備中立」が可能なのか。⁽²¹⁾「陸軍ノ備」「國庫ノ財」など「我が國人ノ力ハ能ク斯ル危急ニ應ズルニ足ル乎」。このように社説子は自問する。壬午事変後の清の脅威に対しては、国力のない小国として対外的には「条理」、国内的には立憲政体樹立優先を掲げてきた『自由新聞』であるが、ここで「吾人ハ之ヲ思ヘバ切ニ寒心スルニ堪ヘザル也」との本音をもらす。「吾人ハ清佛ノ和ハ其ノ猶保タンコトヲ祈ル也」という一節まで飛び出す。⁽²²⁾戦争が回避されれば清仏どちらの勝利もなく、中立のための兵備を心配する必要もないからだ。

しかし「祈ル」だけでは戦略たりえない。そこで『自由新聞』は改めて、次のように述べる。本年春、仏公使トリクーが「我が其筋ノ人」に対して日仏連合を打診したというから、⁽²³⁾「已ムコト無ンバ寧ロ佛國ト連合セン乎」⁽²⁴⁾。「兵備中立」を追求するも、国力及ばずどうしてもやむをえない場合は、仏との連合を選択するというのである。もとより、これは清の直接的脅威ゆえのやむを得ぬ選択であり、開戦回避への祈りを背後にもつ消極的な議論である。⁽²⁵⁾しかしここでは、清の脅威に対して「兵備中立」で臨んでも、それを実行する国力がないのであれば、列強の一角で「安南ニ於ケル侵犯政略」を推進している仏国と組むこともあり得るとふみこんだ点が重要だろう。

というのも、軍備拡張と列強との連合を選択することによって、「条理」や小国主義、万国公法に関わる従来の立場は大きく変わらざるを得ないからである。

実際この時期、小国主義の主張は影をひそめる。ベトナムにおける仏の行動を「侵犯」とみなし、雑報・外報にベトナムに同情的な記事を掲載したり、論説では清仏双方の立場を紹介するものの、「条理」を前面にだすことはなくなり、万国公法を現実の「公法」として尊重する姿勢もみえはじめる。例えば「清佛互ニ安南ヲ見ルノ差午」（一八八三年六月三〇日、七月一・三日）は、ベトナムをめぐる清国の「屬國」論を評し、「我レハ萬國公法ニモ制セラレル、ナシ漢家ハ自カラ漢家ノ法アリ」というは「誠ニ公法ト國法ノ別ヲモ辨ゼザルノ言ニシテ幾ンド愍笑セザル可カラズ一言之レヲ評スルハ曰ク頑陋ノ極地」、「清人ノ言太ダ理ナラズ」とする。万国公法に心服しているとはいえないまでも、これを現実の「公法」として認める観点が示されているといえるだろう。

以上のようにこの時期の『自由新聞』は、ベトナムをめぐる基本的な対立に、清仏双方の「國辱」意識や警戒心、国内事情などが追加要因として加わることによって、清仏開戦の危機が高まっているとみなす。そして開戦回避を望みつつも、開戦した場合は清が勝利する可能性が高く、フランスに勝利し軍備にも自信をもっている清が、朝鮮（あるいは琉球）をめぐるベトナムと同様の対立関係にある日本に対し「辱」を晴らすために直接的な武力行使をする可能性があると評価する。他方、フランスが勝利するには不利な要因が多く、仮に仏が勝利すれば列強による清・朝鮮への新たな侵攻が予想されるも、これは日本への直接攻撃たりえないゆえ清の脅威には及ばない。よってまずは兵備中立の立場をとり、これまでの「國辱」に学び軍備拡大を進める清の脅威に対抗するためにこちらも軍備拡大につとめるが、やむを得ぬ場合は仏との連合も厭わないとした。これらの点において、

この時期の『自由新聞』の論調は、まさに清国脅威論・軍備拡大論ともいい得るものだったのである。

それではこれらの主張は、壬午事変以後の論調——清・露の脅威に対する朝鮮独立論や、その後の清国脅威論（朝鮮の宗主権を主張し、朝鮮を藩屏化・中立化させる日本の構想を阻害することによって日本に「国辱」を与える存在としての清を警戒し、「条理」に基づき批判する議論）、国内の立憲制樹立を優先する小国主義の議論と、どのような関係にあるのだろうか。最後にこの点を確認しておこう。

まず大きく異なるのは、清仏開戦の危機による新たな脅威を想定している点である。⁽²⁸⁾ 新たな脅威とは何か。清による日本への武力攻撃と、列強による清・朝鮮侵攻という二つの脅威である。前述のように『自由新聞』は、壬午事変以来、清・露の脅威を主張してきたが、これらは直接には朝鮮に対するものであり、列強も露にとどまるものであった。つまり清仏対立の段階では、従来の脅威の本身が、清国による日本への武力攻撃（清国脅威論）、露に止まらない列強による清・朝鮮の蚕食（列強脅威論）という、より直接的かつ広がりをもった脅威へと変化しているのである。

またここでは前者、清による日本への武力行使が、朝鮮でなく日本自身に対する武力行使として、また清国が勝利する可能性の高さから、より切迫したものととらえられていることは明らかである。だからこそ清国脅威論なのであるが、それでは清が、フランスに対する勝利から、こうした日本への武力行使にふみきるのはなぜか。『自由新聞』はこの点、清国をどうみているのだろうか。

そもそもベトナムをめぐる清仏対立は、直接日本には係わり合いのないものである。しかし、それが日本の脅威と結びつけられる前提には、結局清にとってベトナムと朝鮮は同種の地なのだという『自由新聞』の理解があ

る。つまり清にとってはベトナムも朝鮮も、清の「藩屬」でありながら、日本を含む外国人が連合して清国を「陵辱」する計画によって暴力的に清から引き離されつつある地という点で同じだということである。こうした清認識があつて初めて、この時期の清国脅威論が成り立つのであり、それゆえこの点は繰り返し語られる。また、こうした清によるベトナム⇨朝鮮認識の背後に描かれた清の日本認識、すなわち日本もまた朝鮮・琉球につき列強と同様に清国を「陵辱」しようとしている国だという見方は、軍備拡大で自信をつけ日本を軽視・蔑視するに至った清が、清仏戦争に勝利したあかつきには、朝鮮・琉球でうけたこの「國辱」を晴らすため、日本への武力行使にふみきるだろうという見方につながっている。

このように、『自由新聞』が清国の武力行使を現実により得る脅威として強調するのは、軍備拡大を通じて日本を軽視・蔑視するに至った清が、フランスに勝利してベトナムと同様、朝鮮についても外国（日本）からうけてきた「陵辱」を雪ぐ行動、すなわち武力行使に出るにちがいないという清国認識があるからである。⁽²⁹⁾ 清の軍備が従来よりも向上しており、日本は勝てないという現実認識も一因だが、そもそも清が軍備拡大をはかったのも「國辱」経験に学んだためとされており、結局、清が武力行使にふみきる動機として強調されているのは、武力行使に直結する清国の「國辱」意識である。この点、この時期の『自由新聞』の「語り」は、当面の対外問題を清国の「國辱」問題としてとらえ、そこから清の日本への武力行使の必然性を導き出していることがわかる。

これは、七月一日付の社説「清佛ノ和戦」にもよく示されている。この社説は、清の李鴻章と仏のトリクエ公使の間の交渉が中止され、七月五日に李鴻章が談判を中止し天津に帰ったという報道をうけて、その後の清の対応を論ずるものだが、清の選択肢を「遂ニ復タ佛國ニ屈シ其ノ言フガ儘ニ之ヲ聽クコトヲ得ル歎抑モ其ノ名譽

ノ爲メ其ノ権理ノ爲メ遂ニ已ムヲ得ズシテ直チニ宣戦スルノ備ヲ爲スニ決スル歟」だとし、清が後者を選ぶだろうとしている。ここには、清もまた「國辱」を知るからこそ戦いを選択するという見方が示されている。⁽³⁰⁾

そして、これは壬午事変以来の『自由新聞』の「語り」を踏襲するものだ。『自由新聞』自身が朝鮮をめぐる対外的な問題を、「國辱」に関わる問題、その解消のためには武力行使をも辞さない切実な問題としてとらえてきたからこそ、ベトナムや朝鮮に関わる新たな清国の姿勢を理解するにも、自らの「藩屬」を侵された「國辱」意識がもちいられ、「國辱」意識の主体たる清への警戒心も切迫したものとならざるを得ないのである。清国有利の情勢認識さえそろえば、ここに新たな清国脅威論が成立する。

なお、ここではベトナムに対する仏の行動も「國辱」意識に即して理解されていた。ベトナムにおける仏の行動は最初から「侵犯政略」とされ、その侵略性も認識されていたが、この時期、ベトナムの「國辱」意識が正面からとりあげられることはなかった。この時期は、むしろ清仏双方の動向を「外辱」意識に基いて説明することで、清仏開戦を互いに譲歩不可能な切迫性をもって語ることに主眼がおかれていたのである。

そしてこうした切迫性は、戦略論にも反映される。というのも清国の武力行使が現実的脅威とされるなか、従来の清国脅威論のように、行動基準たる「条理」に基き朝鮮独立・中立化構想を掲げ、清批判を展開するだけではすまされなくなったからである。これまでは「条理」を正面から掲げ、小国として、清に対する実力措置や軍備拡大ではなく国内の立憲体制樹立を優先する議論も成立し得た。しかし、脅威を切迫したものと認識すればするほど、兵力の備えをもった局外中立論、やむをえない場合の仏との連合など、兵力による現実的な対抗措置を考慮せざるを得ないことになる。清の軍備が従来より向上したこともあり、日本は清に勝てないという小国とし

ての自己認識では従来の議論と共通するが、小国もまた自国への武力攻撃（特に「条理」に反する大国のそれ）には徹底的に戦うからこそ、それが現実化した段階ではもはや「条理」よりも現実の兵力・軍備拡大が主張され、消極的とはいえ、「条理」をわきまえぬ大国との連合も選択肢の一つになるのである。ここにおいて民権や「条理」に基く小国主義は、清の武力行使に対して軍事力で対抗していく議論へと道を譲る。実際、この時期の社説において「条理」は、ベトナムに関する論評にその片鱗を残すものの、現実的な戦略を支える基準として正面から主張されることはなくなるのである。また、こうして「条理」が後退したあと、依拠すべき行動基準として、「萬国公法」が浮上りつつあることにも、留意しておく。⁽³¹⁾

(2) 清認識の転換と列強の脅威

七月半ば以降も、『自由新聞』では専ら交渉破綻・開戦必至の社説が続く。⁽³²⁾ こうした中で清国脅威論・軍備拡大論、また軍備拡大を背景に日本を蔑視するに至り、日本に対し「國辱」を晴らそうとする清という認識はますます強まるのか。もはや「条理」や民権に基く小国主義の主張は後退し、これまで距離をおいてきた「萬国公法」が日本の行動基準として位置づけられることになるのだろうか。

現実には、そうならなかった。八・九月になると、これらの議論は「國辱」を知らぬ清への批判と列強脅威論へ転換するからである。なぜか。

実は、七月一日付『自由新聞』上で清仏交渉中止、清が開戦にふみきるは必至との見方が示されてからひと月弱、仏軍によるトンキン地方への派兵が進む一方で、清国政府は表立っては積極的な姿勢や行動を示さなかつ

た。⁽³³⁾ この間の雑報や外報・外電欄にも、気候など不利な条件の中で援軍派遣など軍事行動拡大を進める仏に對して、結局清は武器の購入をしても戦うことはなく、欧州輿論に訴えるか英の仲裁を待つに止まっているとの報道がなされている。⁽³⁴⁾ 七月二十九日付社説「清佛ノ事如何」は開戦必至の論だが、「今安法ノ事ニ於テハ則チ和ヲ欲シテ和セズ豈ニ大ニ法人ニ輕ンゼラル、ニ非ラズ耶」、仏とともに「中國ノ戰モ亦タ毅然決然トシテ己レガ意ヲ以テ之ヲ行フベキ也」との主張が『上海申報』より転載され、なかなか腰を上げない清をむしろ鼓舞する内容となっている。そしてその三日後、『自由新聞』は従来の清国脅威論を転換するのである。

小国論者・丙鶴（曾田愛三郎⁽³⁵⁾）の署名社説「英廷ガ清佛ニ仲裁スルトハ果シテ眞哉」（一八八三年八月一日）は、基本的に清仏開戦回避のために英の仲裁を求める立場に立つが、英の仲裁もなく開戦に至った場合、「銃砲ノ精船艦ノ雄其ノ國力ノ充實スルノ點ヨリシテ之ヲ論スレバ縱令ヒ清國ハ天ノ時地ノ利共ニ其利アリ佛軍ニハ萬重ノ大洋ヲ越エ熱帯ノ瘴癘ヲ冒スノ不利アルモ開戦シテ久ニ彌リ雌雄ヲ實力ニ決スルニ至レバ……（略）清兵ノ鋒ハ必ラズ佛軍ノ銳ニ當ルニ堪ヘザル可ン」とする。つまり、清国脅威論の前提であった清勝利の予測自体を否定するのである。注目すべきは、清が勝てない理由として軍備・国力以外に仏軍の性質をあげていることだ。「佛人ノ性ハ輕ク且ツ標悍ニシテ苟モ其ノ自國ノ名譽ヲ損ジ其ノ國權ヲ辱ムルニ至レバ寧ロ國力ヲ盡シテ之ニ當ルモ決シテ止マサルヘキニ」、なおさら清は仏に勝てない——ここでは清勝利の可能性とともに、それを支えるはずだった清の「國辱」意識にも疑いが投げかけられていることがわかる。

このようにみれば、清は結局「利害ヲ較ヘズ榮辱ヲ顧ミズ動モスレバ輒チ外國ト交渉ヲ開キ紛難ヲ生ズル者」にすぎない。清は、二十数年前英仏の連合軍により北京まで陥れられて（第二次アヘン戦争）から今日まで

「結局毎二無貨ノ償金ヲ拂ヒ若クハ土地ヲ割キ城下ノ盟ヲナシテ其ノ國勢ヲ墜トシ社稷ヲ辱ムルニ終ル」ことで、「東洋ノ政略ヲ傷ヒ泰西諸雄國ヲシテ因テ鋸牙ヲ露ハシ鈎爪ヲ磨キ耽々トシテ其隙ニ乗じて東洋ノ表ニ搏噬セント欲スルノ心ヲ開」いてしまったのである。特に今開戦して仏が勝利すれば「必ラズ東京地方ヲ征略シ東洋ニ一大互市場ヲ開クニ至ルハ必然」である。そうなれば「東洋ノ富源ハ是レヨリ枯レ東洋ノ獨立ハ是レヨリ危カラント謂フモ敢テ過言ニアラザル可キ」で、結局「東洋全體ノ大計ヲ誤ル者ハ我ガ隣人ナル清國政府ニハアラザル歎」と曾田は慨嘆するのである。ここでは「東洋開明ノ先覺者」として貿易に関わる日本の利害にふれるものの、専ら「東洋」という視点から、清の敗北でもたらされる「泰西諸雄國」の侵略について警戒している。⁽³⁶⁾

つまりこの時期には、この間の清の姿勢から、六・七月段階の清國脅威論を支えていた、「國辱」に基く清認識や清勝利の予測が変更を迫られ、その立場はむしろ仏勝利を前提とした列強脅威論へと転換するのである。脅威の中身も、もはや日本への直接侵攻ではなく、先覺者たる日本の貿易への脅威、ひいては「泰西」による「東洋」全体への脅威である。『自由新聞』上、日本の利害が「東洋」全体の利害とつながっているという主張が明確に示されるのは、このあたりからだ。⁽³⁷⁾

ところでこうした列強脅威論の一方、曾田はもう一つの署名入り社説で清仏問題を初めてベトナムの立場からとりあげ、⁽³⁸⁾小国論を展開している。その「吊安南国王」（一八八三・八・二四）は、七月一日に死去したベトナムのテュダク帝を悼んで書かれたもので、小国・ベトナムに対する同情に満ちている。

社説はまず「實際國家ノ情勢ニ就テ深ク洞察スル所アレハ吾輩ハ安南王ノ果斷節義ナキヲ咎メスシテ寧口其志ノ甚ダ憐ムヘキ者アルヲ知ルナリ」とし、一八七四年条約についても「我邦嘉永年間水師提督ペルリー渡來シテ

條約ヲ交換シタル當時ノ情勢ニ照」らし、「之ト抗スレバ掠奪呑噬ノ禍網ニ投ゼザルヲ得ザルヲ以テ空シク怨ヲ吞ミ恨ヲ含テ承允セシニ疑ヒナシ」とする。今回「安南王」が紛争を惹起してでも仏に抵抗したのも、一八七四年以降「念々憤懣ニ耐ヘス思々怨恨胸中ニ積ミ復何ソ優游國家他日ノ利害ヲ顧ルニ違アラン」との思いからである。

このように、同じ小国として、ベトナムがフランスにいだく「怨恨」に共感を示しつつ、曾田は返す刀で清を批判する。ベトナムがフランスの侵攻について「之ヲ清國ニ謀レバ清國ハ王ガ一應ノ斷リナク肆ニ佛國ト締約シタルヲ責メ却テ其罪ヲ問フ」ため、ベトナムには身の置き所がなくなった。³⁹ 清仏交渉がどうなるかはわからぬが、「結局安南ハ佛國ノ毒手ニ委セサレハ必ス清國ノ餌餅タルニ過キス」。このように述べた上で曾田は、これをベトナムだけに止まらぬ、「大封強國ノ間ニ介シテ紛争ヲ開クモノ、一般ノ運命ナリ」とし、チュニジア・マダガスカルの例も引き合いに出しつつ、次のような教訓を垂れる。「嗚呼小弱ノ國ヲ以テ虎狼呑噬ノ世界ニ立ツモノ大邦強國ニ舉援依附スルニアラサルヨリハ小國ヲ以テ其呑噬篡奪ノ禍ヲ免ルハ抑モ難イ哉」。だからこそ「小國ヲ以テ大邦強國ノ間ニ交際シ苟モ其呑噬篡奪ノ禍ヲ免レント欲スルモノハ常ニ警戒シテ游宴ノ中ニ陷穽アリ堂奥ノ中ニ虎狼アリ談笑ノ中ニ戈矛アルヲ知ラサルヘカラズ」。先の社説で、徒に外国と紛争を起こす国として清を批判した曾田にとって、この教訓は清をも想定したものだったにちがいない。

いずれにしてもここで語られているのは、小国・ベトナムの「怨恨」に対する共感、清を含む強国への批判であり、実質的には従来の基本的な立場「条理」である。ただしここでは現実の強国に対する注意を喚起（ひいては清の外交を批判）して結びとしており、もはや「条理」でことが済む段階ではないことも認識されていた。

くしくも「呂安南国王」が掲載された翌日には、仏によるベトナム保護国化を規定したフエ条約が締結され、⁽⁴⁰⁾『自由新聞』上では九月四日に報道される。そしてここにおいて、すでに表明されていた清認識の転換、小国・ベトナムへの共感と大国批判、「条理」の限定的な復権は、さらなる清批判へと結びつく。

例えば社説「佛安ノ条約」(一八八三年九月五・六日)は早速フエ条約をとりあげ、その締結を許した清国の対応を次のように批判する。李鴻章が天津に帰って二ヶ月になるが「清廷ニテハ之ニ處シテ一モ斷行スルヲ有ラズ依然トシテ和セント欲スルガ如ク戰ハント欲スルガ如キノ状ヲ示シ」、その間に仏は首都フエに攻勢をかけ、ベトナムは「恨ヲ吞ミ涕ヲ出シテ」保護条約を締結せざるを得なかった。この条約によって、ベトナムは「實際ニ於テハ已ニ佛國ノ爲メニ并セラレ」、国王は「殆ンド佛國委員ノ手ニ虜ニセラル、ト一般」にして、その「屈辱」は大きい。それだけでなく、雲南省に通ずるソンコイ河の通航権が仏に帰したことで、清は大きな影響をうけるであろう。こうした事態に対し、清廷はどうすべきなのか。ここでまた「徒ニ空言ヲ以テ安南藩屬ノ義ヲ主張スルモ亦タ無用ナル可シ」。今清国に必要なのは兵をもつてこの条約を拒絶する措置である。しかし、こうした断固たる措置を清がとるだろうか。「優游不斷以テ今日ニ迄至リタルノ清國ニシテ俄ニ能ク如此ノ果斷ヲ行フハ吾人ガ之二期スルヲ得ザル所ナリ」。おそらく清は「遂ニ其ノ我ガ琉球ノ措置ニ於ケル如キノ情況ニ歸シテ徒ラニ泣寐入ト爲リテ止マン歟」。

このような清認識を示した上で、社説子は次のように論じ慨嘆する。「清廷ガ自カラ其辱ヲ招イテ其威ヲ各國ノ間ニ墜スハ其ノ自ラ取ル所ロナレバ吾人ハ之ヲ奈何シトモスルヲ無キモ吾人ハ之レニ因テ遂ニ益々東洋ノ侮ヲ泰西ノ雄國ニ開カンコトヲ恐ル、也」、「嗚呼清廷ガ頻年大ニ其財ヲ費メ購取製造シタルノ銃砲艦船ハ果メ安クニカ

在ルヤ坐シテ其ノ藩屬國ノ強國ノ爲メニ吞噬セラル、ヲ視テ徒ニ大言誇張スルニ止メテ遂ニ之ヲ救フテ之ヲ其將ニ滅ビントスルノ餘ニ存スルヲ能ハズ」。

ここに示されているのは、軍備をもち「安南藩属ノ義ヲ主張スルモ」、「其藩属國ノ強國ノ爲メニ吞噬セラル、ヲ視テ徒ニ大言誇張スルニ止メ」、「優游不斷」で「果斷」な処置がとれずに結局は「徒ラニ泣寐入ト爲」るであろう清、そのことによって「自カラ其辱ヲ招イテ其威ヲ各國ノ間ニ墜ス」清の姿である。「藩属」の大義名分をふりかざし大言壮語をくりひろげながらも、結局は仏との武力対決に踏み込めず小国・ベトナムが強國に侵略されるがままに任せ西欧の侮蔑を招く清の姿は、以前のように小國を救済する「条理」をもたただけではなく、自らの「藩属」を侵された「国辱」意識やそれを武力で雪ぐことも知らぬ清、にもかかわらず大言壮語だけは見せる尊大な清である。⁴² こうした清認識が、ベトナムという小國の「屈辱」への同情、またアジアの大国・清の体たらくが「泰西ノ雄國」にもたらすであろう「東洋ノ侮」への恐れ、列強への警戒心（列強脅威論）にも支えられて、この時期の清批判を構成しているものであり、その意味で、この社説はこの段階の『自由新聞』清仏論の集大成といえるものである。

なおこうした清批判は、『自由新聞』上に展開されていた政治主体論・「志士仁人」論とも関わっていたと考えられる。一八八三年八月は、「志士仁人論」の一つのピークであり、人民の自由・立憲政体樹立という公益のために死をも辞さぬ道義心を身につけ実践し、その実践を通じて広範な人々に感動を与え訴えかける「志士仁人」が養成されねばならないという議論が登場した時期であった。⁴³ こうした政治主体イメージに対し、この時期『自由新聞』が描き出した清国の姿はまさに正反対のものとして、むしろ反面教師の意味をもったことだろう。

また、小国を救済する「条理」の視点やその「屈辱」への同情、東洋に対する西欧列強の脅威論は、アジア人を軽んじ「陵虐」する欧州人への批判をもたらしした。九月中旬から一〇月にかけて九回にわたり連載されたイン⁽⁴⁴⁾ド論は、「歐人ガ一體ニ我ガ亜細亜人ヲ輕んズルニ慣レタルヲハ已ニ久ク……（中略）其ノ政府ト政府及ビ人民ト人民トノ交際ニ於ケルモ彼レ吾ニ敵等ノ禮ヲ以テ相待タザル而巳ナラズ殆ンド人類以下ニ於ケルガ若クスル者ナカラズ」との欧州観に立って仏のベトナム侵攻を批判し、ベトナムの将来を、英によるインド支配の実態にみようとしている。ここでは明らかに小国の集うアジアと、これを蔑視し力で支配する西欧という見方が強められている。

以上のように、この時期には、清もまた「國辱」を知るゆえ武力行使による雪辱を選ぶという見方が表立って行動しない清の姿によって否定され、小国に対する「条理」ばかりか自らの「國辱」も知らず、雪辱や「条理」を実現する行動にもふみこまない、それにもかかわらず、「藩属」論をもとに言葉だけは大きなことをいう傲慢な清という見方が形成され始めている。それは、清国が武力の点でも士気の点でも仏には勝てず、その姿勢が西欧列強の東洋に対する侮蔑をもたらすことで、東洋全体の危機をもたらすという見方につながる。

このように、その姿勢・行動によって、朝鮮や日本に止まらぬ東洋全体の危機をもたらす清への批判がここに成立し、清國脅威論は列強脅威論へと転換する。

この列強脅威論は、もはや日本への直接侵攻ではない点において清國脅威論に比べれば切迫性に劣り、また西欧列強批判を伴うゆえに、小国の「条理」が再浮上する余地をもたらす。そしてこの「条理」に基く列強認識、すなわち東洋の小国（日本を含む）を虐げる西欧列強という認識・批判は、西欧に対する東洋という見方を強め

ることになる。

また、以上の清・列強批判の根底にあるのは、国家の行動を「國辱」意識（その雪辱は武力行使と直結しているのだが）に基いて評価する姿勢であり、この点は六・七月段階の清國脅威論から一貫している。また強国が力で弱国・小国を虐げるべきではなくむしろ救済すべしという道義的立場（「条理」）については、「条理」という基本的な立場・価値観に即しつつ「國辱」を雪ぐことをよしとする壬午事変期の小国論的な価値観の復活だろう。ただしこの時期の「条理」は、それだけでは強国の力に対抗できないという現実認識を先の清國脅威論から継承しており、それゆえに軍備拡大論に代わるものではなかった。

（3）清國脅威論の展開

このようにこの時期の『自由新聞』は、従来からみられた小国としての自己認識や侵略者としての西欧認識、さらに「國辱」意識とその雪辱の姿勢の有無によって国家の対外行動を評価することでは一貫しているが、六・七月段階の清國脅威論から八・九月段階の列強脅威論への展開は、現実の清の姿勢・行動によってこうした観点に基づく清認識、清国への評価が転換したことによるものであることがわかる。そして、清国による直接侵攻の脅威が後退し、西欧列強の脅威が強調されるとともに、清國脅威論では影を潜めていた小国的な価値基準「条理」が再浮上。これに基き、さらなる清批判だけでなく西欧批判、ひいては西欧対東洋という図式も表面化するのである。ただし前述のように、こうした転換の中でも小国に配慮する「条理」の地位は確実に低下していた。⁽⁴⁵⁾それは現実の国家行為（特に西欧列強の行動）を評価する道徳的基準たりえても、もはや現実世界の紛争に対処する

に十分な行動基準ではなく、慨嘆を伴って語られる理想へと格下げされていたのである。

清仏対立をめぐる『自由新聞』の「語り」がこのような構造をもっていたとすれば、そのゆくえは、「國辱」を雪ぐという点で現実の清がどう行動するかにかかっていたといえる。

実際、一〇月から翌一八八四（明治一七）年二月にかけて、それまでの「國辱」意識に基く清批判と列強脅威論は、清に対する評価を軸に再度、清國脅威論へと転換する。そしてそれをもたらしたのは、やはりこの間の清の動きだったと考えられる。

八月末のフエ条約以降、ベトナム北部では仏軍の攻勢が続くが、清は交渉において妥協せず派兵も続ける。一月下旬から一二月中旬にかけては黒旗軍を主力とした清軍と仏軍の間で激戦がなされ、ソンタイ（山西）が陥落。しかしその後も清は抵抗し、それは翌年三月のバクニン（北寧）陥落まで続いた。⁽⁴⁶⁾ こうした状況に対して『自由新聞』では、九月末以降、仏軍の増派とともにその劣勢を伝える記事も増え、清の曾紀沢公使が「手強き」要求で仏の申し出を拒絶したことや和平交渉の決裂、⁽⁴⁸⁾ 仏の国際的孤立や各国へ仏の不法を訴える清の行動、⁽⁴⁹⁾ また仏の外交政略批判、⁽⁵⁰⁾ 清の戦意など⁽⁵¹⁾ について報道していくのである。

それでは『自由新聞』の清認識は、どのようなものだったのか。ここでもまず示されるのは兵勢著しい清の姿である。例えば、この時期の代表的な社説「清國兵勢」（一八八三年一〇月一六・一七・一九・二〇・二一・二三―二五日）は、次のように述べる。「夫レ清國ガ近年頗ル其ノ兵備ヲ修ムルハ東西各國ノ尤モ注視スル所口ニシテ……（略）明治十三年伊犁ノ事件殆ンド將ニ露西亜ト難ヲ構ントシ大ニ艦船銃砲ヲ整ヘ兵ヲ募リ軍ヲ練リシヨリ俄ニ其ノ兵力上□變ノ勢ヲ見ハシ歐洲雄國ヲシテ尚且ツ稍々望ンデ之ヲ憚ルノ心ヲ生ゼシメ即チ此度安南ノ事

件ノ如キモ能ク佛人ヲシテ遽ニ其ノ驕矜陵侮ヲ縦ニスルコトヲ得ザラシメタリ⁽⁵²⁾。後述するように、この社説は清の日本に対する脅威を主張するものである。清が日本を含む外国から与えられた「辱」に対して軍備強化を進めてきたことは六・七月の清国脅威論でも取上げられており、イリ紛争を引き合いに出して昔の清ではないとする語り方も同じである。しかし注目すべきは、清の軍備について「東西各國ノ尤モ注視スル所口」で「歐洲雄國ヲシテ尚且ツ稍々望ンデ之ヲ憚ルノ心ヲ生ゼシメ」、さらには「此度安南ノ事件ノ如キモ能ク佛人ヲシテ遽ニ其ノ驕矜陵侮ヲ縦ニスルコトヲ得ザラシメタ」と語られている点である。つまり『自由新聞』は、ベトナムをめくり清が仏に対抗してきた実績を前に清国を、「歐洲雄國」にも認められ「憚」られ、仏の「驕矜陵侮」を防ぐものと評価するに至ったのである。列強の「外侮」を兵力によってはねかえした清という見方である。

こうして外国の「侮」に対し雪辱をはかる清の姿は、前述した清の仏に対する「手強き」姿勢や清に戦意ありとの報道を通じて強調されていく。社説としても、「清廷ノ廻状」(一八八三年一月二五日)が、各国政府に発した回状の中で清国が「安南ニ於ケルノ主權」を主張し、「順化府ノ條約ノ如キ全ク清國ノ主權ヲ蔑如シタル者ナリト公告」したこと、また「若シ佛國猶ホ其ノ不法ノ侵略ヲ東京地方ノ清國領地(ホンコイ河三角州の北部を指す——高島)ニ加フルコトアラバ兵力ヲ以テ之ヲ抗拒ス」と宣言したことなどを伝えている⁽⁵³⁾。また、この間の清の交渉技術や姿勢については、「其ノ従前優游不斷ノ陋習ヲ襲ハズ會公使ヲ英佛ノ間ニ駐劄シテ略々歐洲外交ノ訣ヲ學ビ佛國政府ノ方ニ歐洲雄國ノ間ニ孤立スルニ乗ジテ其ノ申分ヲ張ルコト中々強ク復タ昔日ノ清國ニ非ラザルノ勢ヲ見ハシタル程ナレバ若シ其ノ萬一ニシテ戰ヲ開クニ至ルモ昔日英師ト合縦シ一舉シテ北京ヲ陥レタルガ如キノ捷ハ速モ容易ニ之ヲ期スルコトヲ得ズ天晴レ一個ノ堂々タル雄國ト□ヲ構フル者ナリト覺悟セザル可ラス⁽⁵⁴⁾」と

いった認識が示される。さらに清が「斷然トシテ議ヲ決シタルヲ殆ント前年露國ト伊犁ヲ爭フタルノ日ニ倍スル者アリ」「是レ猶ホ清國ニ元氣ノ未ダ亡ビザルノ一片ノ精神トス」と評価した上で、これも「佛人ノ清國ヲ陵侮スルノ甚キ遂ニ其ノ朝野ノ間咸ナ同仇敵愾ノ思ヲ懷カシムルニ至リタルナリ能ク此ノ事情ヲ審ニスレバ亦タ清廷決意ノ誠ニ已ムヲ得ザル所以ニシテ察スルニ足ラン」とし、清の「元氣」や、戦い止むなしとの「清廷決意」に共感を示す社説⁽⁵⁵⁾などもみられた。

さらにこうした清に対する見方は、強力なライバルとして東アジアで日本と競合する国家としての清認識をもたらず。「今日東洋ノ大勢ニ於テ兩國ハ實ニ一種競争ノ地位ニ立ツ者」⁽⁵⁶⁾、あるいは日本は清と刺激しあって「彼レト相競争スル所以ノ道ヲ謀」るべきという主張⁽⁵⁷⁾がそれを示している。

軍事力を背景に仏に対して毅然とした態度を示し、実際に「陵侮」を防ぐに至った清という描き方に示されているのは、まさに「國辱」を知る清認識の復活である。ただしここで清は、「國辱」意識のもと「陵侮」を雪ぐべく列強に抵抗する存在として、ある種の共感をもって語られており、また東洋における日本のライバルとしての清認識と結びついている点において、六・七月段階の清認識（軍備拡大を背景に日本を蔑視するに至り、日本に対し「國辱」を晴らそうとする清という見方）に止まるものではない。清の兵備も、日本に対する脅威をもたらすものとしてだけでなく、そうした清の「元氣」をもたらすものとされている。そして、こうした新しい清認識の根底に見え隠れする、東洋の小国を侮り虐げる西欧列強批判は、むしろ先の列強脅威論に通ずる西欧認識だといえよう。西欧列強による、清をはじめとした東洋人の弱小を侮る態度への批判は、「強國ノ無理」⁽⁵⁸⁾（一八八三年一月二十九日）、「英韓条約」⁽⁵⁸⁾（一八八三年二月二十二日）にも示されており、「条理」を表面に出さない

までも東洋の小国を虐げる西欧列強という認識・批判は、この時期にも引き継がれているのである。⁽⁵⁹⁾

しかしだからといって、この時期の議論が清国脅威論の枠をこえたわけではなかった。先の「清國兵勢」では、軍備に著しい進歩をとげつつある清、それまでは「臺灣征蕃ノ役ニ震恐シタル程」なのに「僅々八九年ノ後乃チ能ク敢テ佛國ト安南統治ノ權ヲ争フノ力ヲ生ジ」た清が、「兩三年ノ中必ラズ能自ラ東洋ノ問題ニ主タルノ覇國タル可シ」という見通しが示される。そして、ただでさえ日本に比べ土地人口・貿易・財力が大きい清国が「若シ遂ニ并セテ其ノ兵力ヲ強テ以テ敢テ我ニ駕セント欲スルガ如キ者アラバ我が國人ハ復將ニ何ヲ以テ能ク我が日本帝國ノ光寵ヲ東洋ノ表ニ保タントスル歟」とするのである。特に「我が國人ハ今日ニ至テモ清國ノ勢ヲ察セザル者猶ホ多ク動モスレバ従前歐人ノ口氣ニ擬シテ彼レヲ輕侮シタルノ心ニ慣レ輒チ曰ク清國ハ終ニ能ク爲ルヲ無キノミト」する傾向がある。しかし「明治十三年清國ガ露西亞ト談判シテ伊犁ノ地ヲ復シ若クハ今日佛國政府ト談判シテ安南ノ事件ヲ争フガ如キ我國ノ能ク邊ニ爲スヲ得ル所ロナル乎」⁽⁶⁰⁾。このように社説子は、現実の清の姿から従来の日本人の清認識を批判した上で、清国の兵備が日本にとつて脅威であることを強調する。ここで語られているのは、従来の清国認識・清国脅威論であり、それに伴い、清を「輕侮」する日本の清認識を転換する必要である。清の兵備が日本の脅威になるのは、「一旦其ノ安南ノ事件収結スルノ日ハ……(略)日清ノ關係乃チ迫ル」からという主張も、⁽⁶¹⁾清国脅威論そのものである。

また右の社説は、「臺灣征蕃ノ役ニ震恐シタル程」という清の記憶に基き「彼レヲ輕侮シタルノ心」も巷間には存在することを示している。つい数ヶ月前には、「國辱」も「条理」も知らぬ尊大な清の姿をみていたのだから当然だろう。しかし、その清が今や兵力で日本を凌駕せんとしている。「五六年ノ前マデハ我が國ヲ受ケ我

カ挑撥ヲ忍シテ纔ニ無事ヲ以テ幸ト爲シタル所口ノ清國ニシテ今日ニテハ却テ我上ニ臨マント欲シ我ガ國人ハ却テ憚々焉トシテ清國ノ將ニ我レニ事アラントスルヲ恐ルニ至リ兩國ノ位地ハ全ク顛倒シタリ」。清仏の対立も「清國ガ覇ヲ東洋ニ成ス」機会たり得るのであり、こうした状況に対して「若シ我ガ國人ニシテ能ク清國ノ下風ニ立ツノ辱ヲ知りテ大ニ東洋ノ表ニ爲スコト有ルノ志アラシメンニハ」何か手を打たねばならない。⁶² また「今や清國ハ動モスレバ其ノ銃砲船艦ノ稍々備リタルヲ恃ミテ將ニ我レニ傲リ我レニ加ヘントスルノ心」あり、「辱」を受けぬよう対応せねばならない——こうした主張には、清を「輕侮シタルノ心」が、清の日本に対する軍事的優越という現実を前に動揺するものの、やはり「清國ノ下風ニ立ツ」ことを受け入れられず、これを「辱」としてとらえる見方、あるいは動もすれば兵力を頼み「東洋」の「覇國」として傲慢になって日本を侮らんとする清という見方がみえる。

以上のように、この時期の議論は基本的に清国脅威論の枠内にあるが、ここには三つの清認識が示されている。まず、軍備拡大を背景として交渉の中で「國辱」を雪ぐ断固たる意思を示したことへの共感を以て清を東洋における日本のライバルとみなす新たな清認識。また、昔は日本より下位にあつたにもかかわらず、今や仏との対立に乗じて東洋の主導権を掌握する可能性をもち、日本を兵力で凌駕して侮らんとしている傲慢な清認識。そして、「東洋ノ問題ニ主タルノ覇國」として、朝鮮問題についても「國辱」を晴らすべく日本に立ち向かってくる清イメージである。

第一の清認識、またこれら三様の清認識が同居する点において、この時期の清国脅威論は従来のそれとは異なっているが、第一・二の清国認識はいずれも、「國辱」意識から清を日本に対する脅威とみなす第三の認識へと

結びついている。軍事力を背景とした清の行動は、西欧列強に向けられれば「外侮」を雪ぐ行為として評価の対象となり、日本に向けられれば、日本を軽んずる傲慢な姿勢として批判の対象ともなる。しかしそれらはいずれも、日本に対する清国の脅威を認める議論へと収斂し、清国脅威論を構成しているのである。

そして、強大な軍事力を背景に仏と対峙する新たな清が、「東洋ノ問題ニ主タルノ覇國」として日本に対してより大きな脅威となることは明らかである。清仏の開戦もさらに切迫している。このような中、『自由新聞』は再び兵力に依存する議論へと大きく傾くことになる。

ここで重要なのは、兵力こそ「外侮」を雪ぐもの、防ぐものという認識が、この時期に定着していくことである。「外侮ヲ未然ニ消シ金甌ノ無缺ヲ保タント欲スレバ必ラズ兵ヲ論ゼザルコトヲ得ズ」という一節⁶⁴が、それをよく示している。また「一國ノ自主」（一八八三年一月二七・二八日）は不平等条約問題をとりあげ、日本による条約締結が、西欧人の経験豊富さや学識の長によるものではなく、「只其ノ海陸軍ノ盛ンナル大砲巨艦ノ威我レヲ恫喝シテ之ヲ立テ」たことによるのであり、「今日ニ至ルモ彼我ノ兵力ヲ計較シテ其ノ相敵セザルヲ恐れ差ヲ含ミ垢ヲ忍ンデ之ヲ循守スルト云フニ過ギザルノミ」とする。不平等条約という「外侮」が維持されてきたのは、日本国民が西欧と自国の兵力を比較して勝てないと判断しそれを恐れているからにすぎない。「我が國人ハ漸ク外辱ニ慣レ」、こころした意識は今に至るまで維持されているため、今や日本は「歐米諸雄國」と、「日ニ振ヒ月ニ作リテ東洋ニ覇タラン」とする清国という「東西雄國ノ間ニ輕ンゼラレテ遂ニ我が帝國ノ尊ヲ自暴自棄スルノ太甚キニ陥ラント」している。そして事ここに至ったのも「唯我國ノ大砲巨艦一切ノ軍備ヲ欠イデ彼レノ兵力ノ強ニ恫喝セラル、所ロアルニ由ルノミ」なのである。このように社説子は述べ、不平等条

約という「外辱」に慣れ、雪辱することを忘れた日本人の意識がこの条約を存続させ、それがさらに西欧諸国と清という「東西雄国」の軽侮をもたらしていること、しかしそうした日本人の意識は、日本の兵力が「東西雄国」に及ばず、その「恫喝」が成立することによって生まれているにすぎないと指摘する。つまり兵力の劣勢こそが「外辱」をもたらすのである。だとすれば、日本が「外辱」を雪ぐ道は兵力を充実することあるのみである。「我が帝國ノ自主ヲ保チ我ガ人民ノ自由ヲ張ラント欲スル者ハ應ニ其ノ自由ヲ主張スルト俱ニ大ニ我ガ兵備ヲ修メ我國勢ヲ張ルノ道ヲ謀ラザル可ラズ」、「若シ然ラズ徒ラニ其ノ權理自由ヲ喋々シテ曾テ我ガ兵備ノ修リ國勢ノ張ルト否トヲ憂ヘザル者ハ是レ所謂健訟者流ノミ豈眞ニ其ノ自由ヲ愛スルノ士ト謂フ可ン哉」。これが本社説の結論であるが、ここでは「國辱」の雪辱と兵力の整備すなわち武力行使が直結したものとなっていることがわかる。

この時期には、「外侮」によってもたらされた「國辱」は兵力・武力行使によってのみ解消されるという兵力主義・軍備拡大論が、「權理自由」の主張よりも優越的な地位を与えられるのである。⁽⁶⁶⁾

以上のように、一八八三年六月から翌年二月にかけて『自由新聞』に掲載された清仏論は、清国脅威論から列強脅威論、さらに清国脅威論へと展開した。つまり比重は清国脅威論にあり、具体的な戦略としては、戦争回避を願いつつも兵備中立論が主張された。

こうした主張の変遷は、現実の清国がフランスに対して示す抵抗の姿勢や戦意に即して『自由新聞』の対清認識が変化したことによってもたらされた。この時期の清国脅威論は基本的に、軍事力拡大を背景に日本を軽視す

る傲慢な清が、清仏紛争がおわり次第、ベトナム同様、朝鮮問題についてもこれまで被ってきた「國辱」を晴らすべく日本に武力で立ち向かってくるであろうという清認識によって支えられており、一〇月以降は、仏に対し「國辱」を雪がんとする姿勢への共感を通じて清を東洋における日本のライバルとする見方もこれに加わった。

他方で列強脅威論は、小国に関しては藩属論を掲げるが、強大な軍備をもちながら実際には小国を救済することも自らの「國辱」を雪ぐこともないその傲慢さで、西欧列強からさらなる侮りをうける清という見方に支えられていた。軍事力を盾とした傲慢な清という見方は共有されているにせよ、清に対する評価は一方では脅威であり共感の対象、他方では蔑視の対象、と分かれる。この時期の主張はまさに対清認識を機軸に動いており清仏論というよりは清国論なのであるが、その清認識自体は、対清脅威感というに止まらない様相を呈していることがわかる。⁽⁶⁷⁾

実は、これら二つの脅威論、清認識を分けていたのは、清が日本あるいは西欧に対し「國辱」意識をもち、それを雪ぐべく行動できるか否かという点であった。「國辱」を知るもそれが日本に向けられれば脅威となり、列強に向けられれば共感にもなる。しかし「國辱」を知らねば蔑視の対象となり、代わりに列強が脅威として浮上する。つまりこの時期の清仏論は、現実の清国の姿勢・行動のあり方に応じてその清認識や脅威の主体を変化させるものの、国際問題を「國辱」問題としてとらえ、国家行動を「國辱」意識とその雪辱の姿勢の有無によって評価する姿勢、すなわち対外認識を「國辱」意識に基いて形成する姿勢については、壬午事変期以降のそれを維持していたのである。

他方で、清仏開戦の可能性、ひいては清による日本への武力行使やベトナムに類する列強の東アジア侵略への

脅威感が高まれば、自らが受けた「國辱」を「条理」に基く外交によって雪ぐとした壬午事変期のスタンスは、兵力・武力行使によって「國辱」を雪ぐ方向へと転換せざるを得ない。その結果、国家行動を評価する価値基準としての「条理」の地位は低下し、この時期一貫してみられた西欧批判を支える、道義的な価値基準にとどまることになった。清と西欧列強など大国の脅威を受ける小国としての自己認識は維持されたが、国内の民権や「条理」に基き小国として道義的な外交に徹していくという姿勢は、小国として武力侵攻には徹底的に戦う姿勢、もしくは兵備中立、大国の脅威に対抗するための軍備拡大論へと確実に移行していくのである。

そして、以上のような「國辱」意識に基く対外認識の形成と、脅威感にとどまらぬ清認識、兵力・軍備に依拠する姿勢の定着と「条理」の後退、また批判的な西欧認識と小国としての自己認識とは、東アジア連合論を含む一八八四年清仏論の前提条件を構成していくことになる（以下、続稿）。

(1) 詳細は、鳥羽さおり『『自由新聞』にみる対外観——一八八〇年代の朝鮮・清国論についての「考察」』（日本大学史学会『史叢』六〇号、一九九九年三月号）二〇—二五頁に譲るが、それ以外に、松尾章一『増補・改訂 自由民権思想の研究』（一九九〇年・日本経済評論社）三六四—三九〇頁、長谷川直子「壬午軍乱をめぐる自由民権派の朝鮮論」（津田塾大学紀要委員会『国際関係学研究』別冊 No.16・一九九〇年三月）、高橋秀直『日清戦争への道』（一九九五年・東京創元社）一〇二—一〇五頁、芝原拓自「清仏戦争の清国観の変容」（大阪大学文学部日本史研究室『近世近代の地域と権力』一九九八年・清文堂出版）などがある。なお『自由新聞』ではないが、同時期の帝政党系新聞の清仏論について論じたものとして、田中正俊「清仏戦争と日本の帝政党系新聞の論調」（『櫻博士頌寿記念 東洋史論叢』一九八八年・汲古書院）などがある。

(2) 安丸良夫氏は「民衆運動における『近代』（『民衆運動』一九八九年・岩波書店）で、「自由民権運動は……」（中

『自由新聞』と清仏戦争

三三三

略)『民権Ⅱ国権』型の政治思想が広汎な民衆の願望や伝統と触れ合って独自の政治文化を形成した創造過程にはかならない。ここに『民権Ⅱ国権』型の政治思想というのは、国民の自由や権利の発展と、そこに発揚される広汎な人々の能力や活動性こそが、近代的国民国家形成の基本原理であるとする立場のことである。(四九六頁)としており、自由党員の行動などを事例に、自由民権運動を、それがもたらす政治文化や、運動のなかで権利自由の主張をめぐって引き出される人々の志向性・心性との関係で意義づけている。

(3) ここでは激化期自由党を、地域自由党員が実力行使によって政治目的を果たそうという傾向を強め、ついには党組織の解散に至った、一八八二年から一八八四年までの自由党と考える。

(4) 拙稿『自由新聞』と壬午事変——激化期自由党の『語り』(秩父事件研究顕彰協議会『秩父事件研究・顕彰』一六号・二〇〇九年三月)。以下、壬午事変から翌年一八八三年三月頃までの『自由新聞』対外論の「語り」の「論理」については、この論文を参照。

(5) 「辱」につながる侮蔑意識を軸とした『自由新聞』の論調の変化にいち早く注目したのは芝原拓自氏であるが、その侮蔑意識が、それを語る『自由新聞』のどのような考えによってもたらされているのかは考察していない。なお明治初年の外交官の「国辱」意識にふれているのは石田徹「明治初期外務省の朝鮮政策と朝鮮観」(『早稲田政治経済学雑誌』三六四号・二〇〇六年七月)六七―六八頁。

(6) 本稿では、『復刻 自由新聞』第二―五巻(明治一六年一月四日から明治一七年一二月二七日分まで収録、一九七二年・三一書房)を用い、未復刻分は町田市立自由民権資料館所蔵コピーで補った。

(7) 清は一八六〇年代に海軍の建設に着手。特に一八七四年日本の台湾出兵以降、本格的な海軍拡張をはかり、翌年には海関税収入をもとに北洋・南洋・粵洋の三艦隊の建設を開始する。また日本による琉球藩廃止とロシアとのイリ紛争をきっかけに、翌一八八〇年には初めて鉄甲艦二隻をドイツに発注。それらが一八八三年には清へと回航される予定であった。一八八〇年代までの清海軍の軍備拡張については、復旦大学・歴史系・上海師範大学歴史系編著(小島晋治・野原四郎監訳)『中国近代史2』(一九八一年・三省堂)一四三―一五二頁、橋本高勝『清末における西洋文

物の導入と反応』(一九七三年・啓文社) 三―三八・九―一九六頁、前掲の高橋秀直『日清戦争への道』一〇五―一三頁、陸海の北洋軍については波多野善大「北洋軍閥の成立過程」(『名古屋大学文学部研究論文集5 史学2』一九五三年) 二二―二三七頁を参照。

(8) この間の社説全体の特徴は、言論弾圧を強化する明治政府批判・有司専制批判と前年末の福島・喜多方事件を念頭においた急進派批判の両方の要素をもって、官民調和論が展開されたことであった。このうち前者に含まれるロシア専制批判・虚無党論については対外論といえないこともないが、この議論はロシアの事例を引き合いに出しつつ、むしろ有司専制が国内政治勢力の秘密結社化や激化をもたらすことを暗示することに主要な論点があるので、ここでは対外論に含めない。

(9) 以下のベトナム情勢と清仏対立、英仏対立については、坂野正高『近代中国政治外交史』(一九七三年・東大出版) 三四―三六九頁、山本達郎編『ベトナム中国関係史―曲氏の抬頭から清仏戦争まで』(一九七五年・山川出版) 五七九―六〇〇頁、前掲『中国近代史2』二二六―二五九頁、中山治一「清仏葛藤一件」と日本の選択」(日本国際政治学会編『国際政治』七一号・一九八二年八月)、坪井善明『近代ヴェトナム政治社会史』(一九九一年・東大出版) 二〇〇―二〇五・二三三―二四一頁、篠永宣孝『フランス帝国主義と中国―第一次世界大戦前の中国におけるフランスの外交・金融・商工業』(二〇〇八年・春風社) 一七―一五一頁を参照。

なお『自由新聞』もこの間のベトナムとフランスの関わりについては、比較的正確に把握している(「我國ガ清佛ニ對スルノ政略」一八八三年六月一九・二〇日)。

(10) この覚書では、清軍の撤退、フランスによるベトナム国土侵略の否定、国境とソンコイ河の間の中間地帯を二分し南・北それぞれを仏・清が保護、トンキンの現状維持などを定めていた。この間の情勢については『自由新聞』も把握しており、一八八三年一月一七・二〇日の外報は「誠に両政府の爲め賀すべき事」と歓迎している。

(11) 坂野潤治『明治・思想の実像』(一九七七年・創文社) 七二―八三頁、前掲の芝原拓自「清仏戦争の清国観の変容」五五八―五五九頁と鳥羽さおり『自由新聞』にみる対外観」三四―三六頁。

『自由新聞』と清仏戦争

なお下山三郎「民権運動について」(『日本歴史講座』第五卷、一九五六年・東大出版会)一〇六一—一〇八頁、同「明治十七年における自由党の動向と農民騷擾の景況」(『自由民権期の研究』三卷、一九五九年・有斐閣)五五—五七頁は、この時期の主張を対清恐怖に基く内治優先論と護国軍備論の二者の間で揺れ動いていたとするが、實際、この時期の社説に内治優先論は多くないので、一つの潮流とみるには無理がある。

- (12) この時期の執筆・編集陣としては、一八八三年四月三日付『自由新聞』に有給社員として名を連ねている谷重喜(板垣洋行問題以降、社長代理幹事に就任していたが一八八三年四月二九日には星亨と交代)、古沢滋(一八八二年一月『自由新聞』主幹に就任)、西村玄道(一八八二年九月に馬場辰猪らとともに退社したという説もある)、植木枝盛(一八八二年一月に『福島自由新聞』から『自由新聞』へ呼び戻され、一八八三年八月に一時退社)、土井光華(もと『東海暁鐘新報』の社長で、遅くとも一八八二年一月末には『自由新聞』へ)、上村昌義、竹内綱(一八八一年二月『自由新聞発行主意』に「発起人要員」として名を連ねている)、桑野鋭(『東京新誌』編集長・『東洋自由新聞』などをへて一八八三年までには『自由新聞』へ)、曾田愛三郎(『東海暁鐘新報』などをへて『自由新聞』へ)、藤田四郎、酒井民三郎らがいたと考えられる。その後、小室信介(『大阪日報』社員・『日本立憲政党史』記者を経て『自由新聞』へ)が加わり、一八八四年一月には、古沢・小室・曾田に加えて星亨(一八八二年四月二九には社長代理幹事に就任しているので記者との兼任か)、杉田定一(『北陸自由新聞』等から『自由新聞』へ)、大井憲太郎(『東京曙新聞』主筆を経て『自由新聞』へ)、高橋基一(『日新真事誌』・『朝野新聞』記者を経て『自由新聞』へ)、植木(客員として復帰)が執筆陣を構成している(『自由新聞 復刻版』第五卷所収の林茂「解題」、宮武外骨・西田長寿「明治新聞雑誌関係者略伝」一九八五年・みすず書房参照)。

- (13) 「安南ノ戦報」(一八八三年六月一日、以下日付は「一八八三・六・一三」のように標記する)。

- (14) 以上は、「安南ノ戦報」(一八八三・六・一三)、「我國ガ清佛ニ對スルノ政略」(一八八三・六・二〇、一三二)。

- (15) 清については、「道光咸豊ノ辱」を雪ぐことや「外國人ヲ以テ連合シテ清國ヲ陵辱スルノ謀」への警戒、仏については国内の支持獲得だけでなく、「日耳曼伊太利其他各國」の目を意識しながら「安南蠻人ノ爲メニ敗ラレ將死シ

砲奪ハル」「辱」を雪ぐことが、それぞれの行動目的ととらえられている。「道光咸豊ノ辱」とは一八四〇・五〇年代に第一・二次アヘン戦争や太平天国などを通じて清が欧州列強国に領土を侵攻されたこと、また「日耳曼伊太利其他各國ノ笑ヲ如何ンセントス」とは、普仏戦争で敗北したプロシヤ、そのプロシヤと同盟を結ぶイタリアなどから侮られることがあつては、当時仏がかかえていたチュニジア・マダカスカル問題の行く末にも関わるという含意だろう。

(16) 「我國ガ清佛ニ對スルノ政略」(一八八三・六・二四)。

(17) 「我國ガ清佛ニ對スルノ政略」(一八八三・六・二四)。

(18) この間の安南情報としては、『自由新聞』の外報に「黒旗兵の檄文」(一八八三・六・一七)、雜報に「安南の政治」(一八八三・六・二四―三〇)などが連載されている。

(19) 「我國ガ清佛ニ對スルノ政略」(一八八三・六・二四)。

(20) 「我國ガ清佛ニ對スルノ政略」(一八八三・六・二三)。

(21) 「今日ノ太平」(一八八三・六・二九)は、現在日本が抱えている様々な問題の一つとして、「清國水師ノ入寇」を防ぐための陸海軍拡張も進んでいないことをあげている。

(22) 「安南ノ戰報」(一八八三・六・二三)。

(23) 実際、一八八三年四月から六月にかけて北京、ベルリンなどで仏は日本政府に対して対清共同戦線の申し入れを何度も行っていたが、日本政府は同年七月にはこの申し出を正式に拒否していた(中山治一『清仏葛藤一件』と日本選訳)二二―二六頁、『國際政治』七一号・一九八二年八月)。

(24) 「我國ガ清佛ニ對スルノ政略」(一八八三・六・二四)。

(25) 例えば「伊藤參議ガ清佛ノ間ニ処セラル、意見」(一八八三・八・一六)は、仏との連合について、これは「其ノ終ニ極メテ已ムヲ得ザルノ急アルヲ慮リタル而已」と再度強調している。

(26) 仏の詐謀・暴虐・貪を訴える「黒旗兵の檄文」の紹介(一八八三・六・一七外報)、一八六七年以降の仏のベトナム侵攻に批判的な「清國外交官安南事件の話」(一八八三・六・一九、二〇雜報)など。

『自由新聞』と清仏戦争

三七

(27) 清の新聞による仏側の意見紹介と反論である論説「譯申報 法人安南ノ事ヲ議ス」(一八八三・六・二九)、開戦をめぐる仏の新聞の論調を紹介する論説「安南事件ニ付佛國諸新聞ノ評論抄譯」(一八八三・七・八)。

(28) なお伊東昭雄「清仏戦争と東アジア・試論——日本人の反応について」(『横浜市立大学論叢 人文科学系列』三七卷二・三合併号、一九八六年三月)によれば、明治政府もまた清が仏との和平交渉に成功した場合に、その矛先を日本(朝鮮問題)に向けてくることを警戒していた(八三頁)。なお壬午事変後の清の対日政策については基本的に対決回避に重点がおかれていたが、一八八三年七月、清はフランスとの対立激化のため検討していた朝鮮駐留軍の本国召還を日本に対する不信から中止している(高橋前掲書一一二—一六・一二九—一四二頁)。とすれば、『自由新聞』や明治政府の懸念が現実のものとなるかどうかは、日本の出方次第であったといえるだろう。

(29) こうした見方は、この時期以前にもみられる。例えば「今日ノ形勢」(八二・一一・一七、一八、二一、二二、二五、二六、一一・一、一二)、「朝鮮琉球ノ事ニ付清人ノ意見」(一八八三・三・一七)は、清は当初ふるわず琉球・朝鮮問題について干渉してこなかったが、壬午事変以降その軍備を整えてきており、その「辱」「憾」を晴らそうとするかもしれないとしている。

なお、壬午事変の際、『自由新聞』が、江華島へ派兵し武力によって日朝修好条規を締結させることで朝鮮を「清国ヨリ引キ離シテ独立ノ国ト成」した明治政府の「侵犯ノ主義」と、朝鮮藩屏化という共通の目的に立ちつつも、より平和的な説得と交渉によって朝鮮の「独立」化をはかろうとする自らの立場の差別化をはかろうとしたのは(拙稿「『自由新聞』と壬午事変——激化期自由党の『語り』」(二二—二三頁)、こうした清国認識(ひいては朝鮮認識)とも関わるのではないか。

(30) この社説は、「此度清廷ガ佛國ニ向フテ類リニ其ノ將ニ戰ハントスルガ如キノ勢ヲ張ルハ之ヲ要スルニ其ノ慣手ノ政略ニシテ徒ニ虚勢ヲ張ルニ過ギズ若シ佛國ガ一向ニ其ノ談判ヲ嚴ニシ以テ其ノ極ニ至ラバ清廷ハ必ラス復タ屈シテ仍ホ和ヲ保ツノ計ヲ爲ス可シ」とする論者(これは例えば、一八八三年六月八日の『朝野新聞』論説「清佛ノ交渉更ニ一端ヲ加フ」を指していると考えられる)に対して、「吾人ノ意見ヲ以テスレバ未ダ之ヲ信スルコトヲバ得ザル

也」とも述べている。なお、このように清の「國辱」意識に基いて開戦不可避を論ずる社説としては、他にも「上海ノ消息」（一八八三・七・一四）、「清佛ノ事如何」（一八八三・七・二九）がある。

(31) このほか、仏を「公議政府」「文明」、清を「専制政府」「野蠻」として、東京派兵を決した仏を「専制」とみなす清への批判「陋ナル哉専制政府ノ見」（一八八三・六・二六）など、やや仏よりの社説もみられる。

(32) 「上海ノ消息」（一八八三・七・一四）、「清佛ノ事如何」（一八八三・七・二九）など。

(33) 前述の通り、この段階で清は既にトシキンに派兵し仏軍と戦っていたのだが、宣戦していない以上それは公言さず、むしろ停滞する交渉の方が主に報道された。この間の交渉については『中国近代史2』二五八―二五九頁。

(34) 例えば、一八八三年七月一五、一八、一九、二二日の雑報、同年七月二二、一九、二〇、二五、二七、二八日の外報、同じく七月一八、二一日のルートル電報など。

(35) 曾田愛三郎は、松江出身の自由黨員で西鶴・病鶴などの号をもつ。一八九一年二月に自殺するまで、『東海暁鐘新報』や『日本立憲政党新聞』、『自由新聞』などで記者として活動、一八九一年には『あづま新聞』、新潟『自由新報』の主筆を務めた（宮武外骨・西田長寿『明治新聞雑誌関係者略伝』一一九頁）。『自由新聞』では、「専制人民ニ真正ノ愛國心ナシ」（一八八二・九・三〇、一〇・一）、「自由人民ノ外真正ノ愛國心ナシ」（一八八二・一〇・三一五）、「護國ノ元氣ハ独リ戒備ニ存セズ」（一八八三・二・六、八）など、愛國心に基く小国主義的な主張を展開している。

(36) 例えば、本社説は「我國ノ如キ東洋開明ノ先覺者トモ云フ可キノ地位ニ立チ行々將ニ大ニ商賣ヲ支那朝鮮ノ間ニ開キ貿易ヲ盛ニシテ内地ノ勞業ヲ勵マシ東洋無尽蔵ノ富源ニ資シテ大ニ爲ス」有ラントスル者ノ爲メニハ此害ノ及ブ」尤モ大ナル者アル」と述べている。

(37) 「朝鮮使節ノ来着」（一八八二・一〇・一四）、「朝鮮修信使ノ入朝ニ付併テ朝鮮事ヲ論ズ」（一八八二・一〇・一八、一九）、「立國ノ要」（一八八二・一一・一四―一六）など、壬午事変をめぐる社説では、東洋を制する上での朝鮮の重要性、東洋の先覺者・日本というイメージや日本が東洋でいかに名を残すが語られている。

『自由新聞』と清仏戦争

- (38) その後、ベトナムの立場で書かれたものとしては外報「故安南王チユダクの傳」(一八八三・一〇・一一、一三三)が、嗣徳帝の経歴を伝えるのみである。
- (39) 実際、ベトナムは一八七四年以前の条約について、清国に報告していなかった(坪井善明『近代ヴェトナム政治社会史』一〇一一―一〇三頁)。
- (40) 全二八か条。第一条で中国を含む外国に対してフランスがベトナムを保護国化することを定め、そのほかベトナム政府のトンキン地方からの撤兵(四條)、フエヤトンキン地方各大州に駐劄官(resident)と仏の守備兵を置くこと(一一―一八條)、また仏国民や、仏政府の保護を求める外国人に対してトンキン地方における自由を承認(二〇條)、さらにはソンコイ河流域の無期限占領とソンコイ河流域の貿易を守るための黒旗兵の駆逐(二二―二三條)などを規定していた(外務省『日本外交文書』一六卷・一九五一年所収の「清佛兩國葛藤一件」五七九―五八一・五九五―六〇五頁、日本史籍協會『東亞關係特殊條約彙纂』一九〇四年、東大出版会覆刻の三〇三―三〇七頁)。
- (41) 雑報「佛安和親の條約」(一八八三・九・四)。なお、これとともに「清國軍艦調査」(一八八三・九・四、五)も雑報に掲載されている。
- (42) 同様の清認識については「清佛ノ交戦」(一八八三・九・二二)、「尊大ナル清國人」という見方は「清佛ノ和戦」(一八八三・七・二二)、また清を「蔑如」する仏の意識については「清佛ノ形情」(一八八三・九・一四)。
- (43) この点については、拙稿「人民の負担と自由党——一八八二、八三(明治一五、一六)年の『自由新聞』を素材に」(『名古屋大学法政論集』二二七号・二〇〇七年四月)一三三―一三四頁。小室信介編『東洋民権百家伝』が刊行され始めたのも一八八三年八月で、八月一六、一七日付『自由新聞』には、その「はしがき」が転載され、同月二九日には雑報、二九・三〇日には広告欄でも大きくとりあげられている。
- (44) 「印度ノ虐政」(一八八三・九・一五、一八―二〇、二二、二三、二九、三〇、一〇・一〇)。
- (45) この時期にかかる社説としては唯一「富國ノ策如何」(一八八三・一〇・二一七)が、強兵より富国が先として小国論に通ずる主張を展開しているが、むしろ保護主義・租税濫用(三菱)批判と結びついた議論となっており、対

外行動の基準については言及されない。

- (46) なお『中国近代史2』は、この間の清正規軍の消極性と黒旗軍の対立についてふれている(二六一―二六四頁)。
- (47) 例えば一八八三年九月二七、三〇日、一〇月一三日、十一月三、六、一六、一七日の外報、同年十一月三〇日の雑報など。
- (48) 一八八三年一〇月二、一二日のルートル電報(一〇月一二日の電報は雑報にも掲載)、同年十一月二〇日、十二月一五日の外報など。
- (49) 一八八三年一〇月一四日雑報、同年一〇月三一日、十一月四日、十二月一五、一六日の外報、同年十一月二四、二五、二七日のルートル電報など。
- (50) 一八八三年一〇月一四日の雑報、同年十一月二七、二八日外報。
- (51) 一八八三年十一月二五日ルートル電報、同年十一月三〇日、十二月八、一五日外報、同年十二月七、一二、二〇、二三、二五日の雑報などがある。なお、『自由新聞』の清仏報道は、一八八三年十二月二五日あたりから減少する。
- (52) 「清國兵勢」(一八八三・一〇・一六)。
- (53) この廻状は、一八八三年一月二五、二七日ルートル電報、一月二二日雑報、一月一五日外報などで、くりかえし取上げられている。
- (54) 「清佛ノ談判」(一八八三・一二・六)。
- (55) 「清人邊防ノ意見」(一八八三・一二・二五)。
- (56) 「日清ノ關係」(一八八三・一一・三)。
- (57) 「清國兵勢」(一八八三・一〇・一六)。
- (58) ここには英への警戒とともに、英に翻弄される朝鮮を哀れむ認識も示されている。
- (59) したがってこの時期の清国脅威論では、六、七月段階の仏との連合論は全くみられない。
- (60) 以上は「清國兵勢」(一八八三・一〇・一六、二五)。

『自由新聞』と清仏戦争

- (61) 「日清ノ關係」(一八八三・一一・三)。
- (62) 「二國ノ自主」(一八八三・一一・二八)。
- (63) 「長崎縣巡查ノ帶劔ヲ禁ズ」(一八八三・一二・一)。この社説は、一八八三年八月に起きた長崎アヘン事件(アヘンを吸引する清国人を日本人巡查が検挙する中で殺傷し清国との国際問題となった事件)を取上げたものだが、これに類する社説「日清ノ關係」(一八八三・一一・三)がある。また『自由新聞』はこの事件を、同年一月二日、二月一日、翌年一月二六日、二月二、九日の雑報などで継続的に取上げている。
- (64) 「清國兵勢」(一八八三・一〇・一六)。
- (65) 類似の主張として、「政府ノ多事」(一八八三・一二・九、一一)。
- (66) 国際問題を兵力・武力によつて解決する立場に立つものとしては、他に「日清ノ關係」(一八八三・一一・三三)。論説では「東洋自由振起論」(一八八四・一・八一―一〇、二三三)、東洋自由生稿「清佛ノ關係ニ付キ東洋ノ情態ニ感アリ」(一八八四・二・二七)が、民権に優先する国権拡張論を展開している。他方、国力の整備や内治改良を軍備に優先する社説には「富國ノ策如何」(一八八三・一〇・二七七)、「我邦人ガ共同ニ拙ナルヲ論ズ」(一八八三・一二・一三、一五、一六、二〇、二三三)があるが、この時期、民権が国権より優先することを明快に主張したのは、論説「日本ハ宜シク自由主義ヲ行フベキ国柄タルヲ論ズ」(一八八四・一・二六、二七、二九、二・二、二六、二八、二九、三・一、一六、一八、二〇)のみである。
- (67) 芝原拓自「清仏戦争と清国觀の変容」は、一八八三年の初期の論調について「壬午軍乱いらいの対清脅威感が主な基調」であったとしている(五五九頁)。また鳥羽さおり『『自由新聞』にみる対外觀』は、この時期の清国觀が「清国に対する二重の脅威」(清の国力・軍事力に対する脅威と、清の朝鮮の宗主権固執の姿勢に対する脅威)と「それに基づく警戒心」を機軸としており、このうち国力・軍事力の脅威については一八八三年末以来の清国の優柔不断な対応によつて、一八八四年三月になると一転、侮蔑感へと変わったとしている。しかしこの時期の曾田の社説に示されているように、清国への侮蔑感は一八八三年八月の段階でみられる。また侮蔑的な対清認識は、清の軍事力

への脅威感を維持しつつ、そうした軍事力をもつにもかかわらず「國辱」を晴らそうとしない清の姿勢に対して生まれたものである。

The Jiyu-shinbun and the Sino-French War
—‘national humiliation’ and the views of China (1)

Chiyo TAKASHIMA

The Jiyu-Shinbun is one of the official organ of the Liberal Party in 19th century Japan.

And this paper is an attempt to read the foreign views of it, not only its logic but as far as its way of representation. Without suffrage system, Liberal Party in 1882-84 Japan, had small opportunity to realize its foreign policy, and remained as a movement party, with their own sense of value and mentality. Here we find the reason why this study took the method above.

In this study, I've made clear that ‘national humiliation’ and the views for China are the key words to understand the real meaning of the foreign views of the Jiyu-Shinbun, at least on the Sino-French War.

The contents are the following.

1. Introduction
 2. Discussions on the menace of China
 - a. The menace of China and reinforcement of the military forces
 - b. The change of China view and the menace of the European powers
 - c. Changes of the arguments
- (To be continued)